

27 矢自第 763 号
平成 28 年 1 月 28 日

矢祭町総合計画審議会
会長 深谷 良太郎 様

矢祭町長 古 張

允



第 5 次矢祭町総合計画について（諮問）

矢祭町総合計画審議会条例（昭和 60 年条例第 19 号）第 2 条に基づき、別冊の第 5 次矢祭町総合計画（案）について貴審議会の意見を求めます。

平成28年1月28日

矢祭町長 古 張 允 様

矢祭町総合計画審議会会長 深谷 良太郎



第5次矢祭町総合計画について（答申）

平成28年1月28日付け28矢自第763号で諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、当審議会は原案に同意します。

○矢祭町総合計画審議会条例

(昭和 60 年 6 月 15 日条例第 19 号)

改正 平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号 平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号
平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき矢祭町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

[地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項]

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ矢祭町の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る当該事案の審議が終了したときは、その職を失う。

(会長・副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は会長が招集する。ただし、最初に行われる審議会は町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、自立総務課で処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 矢祭町振興計画審議会条例(昭和 53 年矢祭町条例第 9 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年 8 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 11 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

矢祭町総合計画審議会委員名簿

氏名	区分	備考
深谷良太郎	会長	
本多春子	副会長	
菊池清文		
緑川進		
富永美智子		
小松淳子		
鈴木秀子		
山中久美子		
丸山美佳子		
脇口昌行		
猪亦真紀		
菊池幸子		
星紀久男		
鈴木桂語		
佐川泉		
鈴木治		
金澤孝幸		
鈴木創一		
鈴木克昭		
本田美津江		
森本大介		
石井幸夫		
滑川裕之		
押田洋平		
甲賀寿		

尾 梶 輝 男		
佐川正一郎		
鈴木太一郎		
鈴 木 学		
菊池正典		

○第5次矢祭町総合計画策定要綱

(平成22年4月1日訓令第19号)

改正 平成27年6月4日告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢祭町が自治基本条例に定める郷土づくりの基本方向に沿って、町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するための指針となる矢祭町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3段階に区分して策定する。

(1) 基本構想

基本構想は、地域の特性を生かし、創意に満ちた矢祭町の将来の姿及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すものとする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で示した施策の大綱に基づく基本の方針を体系的にまとめたもので、本町の現状と課題を明らかにし、施策の展開方向を示すものとする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図る具体的施策の中で、特に重点的に取り組む必要性が高い施策を定めるものとし、予算編成の指針を示すものとする。

(計画期間)

第3条 この総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とする。ただし、計画期間中に社会経済情勢の急激な変化があった場合については、弾力的に対応していくものとする。

(策定体制)

第4条 総合計画の策定事務を円滑に推進するため、要綱により庁内体制を次のとおり整える。

(1) 総合計画策定委員会

(2) 総合計画策定委員会専門部会

(住民参加)

第5条 総合計画策定に当たっては、町民のニーズを的確に把握するとともに、その意見を十分に反映させた計画づくりを進めるため、次のような方策により住民参加を図る。

(1) 町民意識調査(アンケート)

(2) その他

(庶務)

第6条 総合計画策定に関する庶務は、自立総務課で処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(第3次矢祭町総合計画策定要綱の廃止)

2 第3次矢祭町総合計画策定要綱(平成16年8月18日訓令第17号)は廃止する。

附 則(平成27年6月4日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

○矢祭町総合計画策定委員会設置要綱

(平成 16 年 8 月 18 日訓令第 18 号)

改正 平成 17 年 3 月 28 日訓令第 11 号平成 19 年 3 月 20 日訓令第 23 号
平成 20 年 9 月 25 日訓令第 30 号平成 21 年 6 月 23 日訓令第 25 号
平成 22 年 4 月 1 日訓令第 18 号 平成 26 年 9 月 1 日要綱第 27 号
平成 27 年 6 月 8 日告示第 10 号

(設置)

第 1 条 矢祭町の総合計画を策定するために、矢祭町総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 矢祭町の基本構想の改定及び基本計画(以下「計画案」という。)の作成に関すること。
- (2) 計画案策定のための町民生活、産業経済等町政全般にわたる将来の予測に関すること。
- (3) 計画案策定のため、国県の重要施策の調査及び検討に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育長及び自立総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が任命するものとする。

(任務)

第 4 条 委員長は町長の命を受け、委員会の事務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会)

第 5 条 委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務部会
 - (2) 町民福祉部会
 - (3) 事業部会
 - (4) 教育部会
- 2 各部会に部会長、副部会長、部会員を置く。
 - 3 部会の構成及び分担事務は、別表のとおりとする。
 - 4 部会長は委員長の命を受け、部会の事務を総括する。
 - 5 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、計画案の作成について、基本方針その他計画案に関する重要事項を審議するため、委員長、副委員長、委員をもって構成する会議を開催するものとする。

(部会会議)

第7条 部会が担当する事務について、連絡調整及び進行を図るために、部会会議を開催する。

2 部会会議は、部会長が招集する。

(合同会議)

第8条 委員長は、必要と認める事項の審議については、関係部会の合同会議を開催させることができる。

(資料提出等)

第9条 部会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係課長に対して資料の提出、意見の開陳説明及びその他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第10条 本部の事務及び各部会の事務的な総合調整を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、自立総務課内に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、平成16年8月1日から適用する。

(矢祭町総合計画策定本部設置要綱の廃止)

2 矢祭町総合計画策定本部設置要綱(昭和56年矢祭町要綱第2号)は、廃止する。

附 則(平成17年3月28日訓令第11号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日訓令第23号)

この訓令は、平成19年4月1日より施行する。

附 則(平成20年9月25日訓令第30号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の矢祭町総合計画策定委員会設置要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月23日訓令第25号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第18号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 1 日要綱第 27 号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 8 日告示第 10 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

部会名	分担事務	所属	役職	職名
総務部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政 ・ 財政 ・ 事務合理化 ・ 各種計画 ・ 統計調査 ・ 広報・公聴 ・ 税制一般 ・ N P O ・ 国際交流 	自立総務課 出納室 議会事務局	部会長 副部会長 〃 〃 〃 〃	自立総務課長 会計管理者 議会事務局長 企画財政グループ長 総務グループ長 税務グループ長
町民福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉 ・ 保健衛生 ・ 高齢者対策 ・ 少子化対策 ・ 国民健康保険 ・ 介護保険 ・ ボランティア ・ 環境保全 ・ 消防防災 ・ 交通対策 ・ 廃棄物、公害 ・ 上下水道 	町民福祉課	部会長 副部会長 〃 〃 〃	町民福祉課長 福祉グループ長 健康グループ長 町民グループ長 生活環境グループ長
事業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業の振興 ・ 商工業の振興 	事業課 農業委員会事務局	部会長 副部会長	事業課長 農業委員会事務局長

	<ul style="list-style-type: none"> ・観光 ・地域間交流 ・企業誘致 ・道路整備 ・河川整備 ・治山 ・住宅 ・建築 		<ul style="list-style-type: none"> 〃 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 産業グループ長 事業グループ長
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育 ・学校教育 ・社会教育 ・生涯学習 ・文化・歴史 ・スポーツ振興 ・男女共同参画 	教育課	<ul style="list-style-type: none"> 部会長 副部会長 〃 〃 〃 	<ul style="list-style-type: none"> 教育課長 こども園副園長 学校給食センター所長 学校教育グループ長 生涯学習グループ長

矢祭町総合計画策定委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名	備 考
委 員 長	副 町 長	大 串 肇	
副 委 員 長	教 育 長	古 張 金 一	
副 委 員 長	自立総務課長	益 子 芳 雄	
総 務 部 会 長	自立総務課長	益 子 芳 雄	
町民福祉部会長	町民福祉課長	菊 池 嘉 宣	
事 業 部 会 長	事 業 課 長	高 橋 竜 一	
教 育 部 会 長	教 育 課 長	片 野 一 也	
総務部副会長	会 計 管 理 者	緑 川 宏 子	
総務部副会長	議 会 事 務 局 長	寺 島 正 一	

第5次矢祭町総合計画策定における審議経過

会 議 名	開催期日等	主 な 内 容
第1回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成27年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定委員会の組織について ・第5次総合計画策定要綱について ・策定スケジュールについて ・町民アンケートの実施について
中学生アンケート調査	平成27年6月11日 ～6月26日	
町民アンケート調査	平成27年8月	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関するアンケート
第2回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成27年9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生アンケート調査報告 ・第4次総合計画見直し計画事業評価調書について
第3回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成27年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画見直し計画事業評価調書について
第4回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成27年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次総合計画見直し計画事業評価調書について
第1回総合計画審議会及び第1回矢祭町総合戦略推進会議	平成27年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・策定スケジュールについて ・第4次総合計画見直し計画事業評価調書について
第5回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成27年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画調書（新規事業等）について

第 2 回総合計画審議会及び第 2 回矢祭町総合戦略推進会議	平成 27 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次総合計画見直し計画事業評価調書について ・中学生アンケート調査結果報告について ・まちづくりアンケート調査結果報告について ・矢祭町人口ビジョン（素案）について ・事業企画調書（新規事業等）について
第 6 回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成 27 年 11 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画調書（継続事業等）について
第 3 回総合計画審議会及び第 3 回矢祭町総合戦略推進会議	平成 27 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画調書（継続事業等）について
矢祭町人口ビジョンに係るグループ討議（主任主査以下）	平成 27 年 12 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・矢祭町人口ビジョン（素案）について ・グループ討議
矢祭町人口ビジョンに係るグループ討議（グループ長以上）	平成 27 年 12 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・矢祭町人口ビジョン（素案）について ・グループ討議
第 7 回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成 27 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次総合計画（素案）について
第 8 回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成 28 年 1 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次総合計画（素案）について
第 4 回総合計画審議会及び第 4 回矢祭町総合戦略推進会議	平成 28 年 1 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画調書（新規事業等）について ・第 5 次総合計画（素案）について
町議会議員全員協議会	平成 28 年 1 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次総合計画の説明
第 9 回総合計画策定委員会及び矢祭町地域創生推進会議	平成 28 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチコピーの選考について ・第 5 次総合計画（案）について

<p>第 5 回総合計画審議会及び第 5 回矢祭町総合戦略推進会議</p>	<p>平成 28 年 1 月 28 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッチコピーの選考について ・ 第 5 次総合計画 諮問・答申
<p>臨時議会</p>	<p>平成 28 年 2 月 5 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次総合計画

【用語の説明】

—— か行 ——

●高齢者肺炎球菌

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染する。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされる。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがある。

●虚血性心疾患

冠動脈が動脈硬化などの原因で狭くなったり、閉塞したりして心筋に血液が行かなくなること（心筋虚血）で起こる疾患。

●核家族

夫婦あるいは夫婦とその未婚の子どもからなる小家族。

●公助

役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。

●共助

近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること。

●コラボレーション

異なる分野の人や団体が協力して制作すること。また、制作したもの。

●グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

—— さ行 ——

●先天性風しん症候群

免疫のない女性が妊娠初期に風疹に罹患すると、風疹ウイルスが胎児に感染して、出生児に先天性風疹症候群（CRS：風疹ウイルス）と総称される障がいを引き起こすことがある。

●自助

自分で自分の身を助けること。他人の力を借りることなく、自分の力で切り抜けること。

●再生可能エネルギー

エネルギー源として「永続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に在する熱、バイオマスが規定されている。

●セーフティネット

個人や企業に経済的なリスクが発生したとき、最悪の事態から保護するしくみ。

—— た行 ——

- 糖尿病腎症
糖尿病の合併症のこと。
- 出会いアドバイザー
地域の結婚希望者に関する情報を収集し、出会いプランナーに情報を提供する。
- 出会いプランナー
結婚希望者の情報（登録カード等）を管理し、相談を受け、紹介の活動を行う。
- 特定健康診査
2008年4月より始まった40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした新しい健康診断のこと。
生活習慣病の発症を未然に防ぐため、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群に対し特定保健指導を行う。
- 長寿命化修繕計画
地方公共団体ごとに策定する橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画。

- デマンドタクシー
自宅や指定の場所から目的地（まで、希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）にバス並みの料金で応える公共交通サービス。
- 滞在型観光
一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態。
- 着地型観光
観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態。
- 地域おこし協力隊
人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

—— な行 ——

- 脳血管疾患
一般的に脳卒中と言われており、脳の血管が詰まる脳梗塞や脳の血管がやぶれて出血してしまう脳出血、くも膜下出血などの脳の血管の異常によって引き起こされる病気の総称。

●農家民泊

農業者が経営し、宿泊客に農作業や郷土料理づくりなど農業・農村体験を、楽しんでもらう宿泊施設。

—— は行 ——

●ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を紹介したり、ボランティアの募集に協力したり、ボランティア活動へのアドバイスなどを行い、人と人、地域を結びつけるいわゆる「コーディネート」する役割を、担っている人材（スタッフ）。

—— わ行 ——

●ワークショップ

参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習すること。

—— A～Z ——

●IP告知

光ファイバー網を利用し、日常のお知らせや安否確認、防災連絡などの通知・応答が迅速に行える。